

静岡県健康福祉交流プラザ指定管理者募集要項

令和5年7月

静岡県健康福祉部健康政策課

目 次

募集要項	ページ
1 対象施設の概要	1
2 指定管理者が行う業務	2
3 指定期間	2
4 管理基準・業務水準	2
5 利用料金制度	2
6 指定管理料	3
7 自主事業に関する事項	3
8 リスク管理、保険加入等に関する事項	3
9 申請に関する事項	4
10 募集要項の配布	6
11 現地説明会	6
12 募集に関する質問	6
13 申請の手続	6
14 指定管理者候補者の審査及び選定	8
15 協定の締結	10
16 モニタリングの実施方法について	10
17 業務の引継ぎについて	11
18 ふじのくに感染症管理センターの経費について	11
19 光熱水費について	12
20 改修工事に伴う特殊要因	13
21 その他、管理運営に当たっての注意事項	13
22 問い合わせ先及び申請書類等提出先	15

別紙

1 平面図（別紙1）	16
2 フロア図（別紙2）	17
3 総合健康センターの実績（別紙3）	20
4 静岡県健康福祉交流プラザ管理業務区分表（別紙4）	21

様式

1 指定管理者指定申請書（別記様式（第2条関係））	23
2 現地説明会参加申込書（様式1）	24
3 質問書（様式2）	25

4	グループ申請構成書（様式3）	26
5	静岡県健康福祉交流プラザの管理運営に関する事業計画書（様式4）	27
6	団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類（様式5）	30
7	委任状（様式6）	31
8	辞退届（様式7）	32

業務仕様書（別添）

ページ

1	開館時間及び休館日	33
2	業務の内容	33
3	静岡県健康福祉交流プラザの利用料金の減免について	36
4	管理に要する経費	36
5	物品の管理等	37
6	事業実績報告書の提出	37
7	事業の継続が困難となった場合の措置	37
8	業務を実施するに当たっての留意事項	37
	・管理業務委託各種仕様書	40

仕様書別紙

1	ネット配線・機器について（別紙5）	69
2	貸付物品一覧（別紙6）	70
3	静岡県総合健康センター樹木配置図（別紙7）	76
4	個別空調機器仕様（別紙8）	77
5	発電機仕様（別紙9）	80
6	12条点検別表（別紙10）	84
7	12条点検（建築）様式（別紙11）	100
8	12条点検（建築設備）様式（別紙12）	106
9	12条点検（防火設備）様式（別紙13）	115

参 考

- ・静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例
- ・静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則

静岡県健康福祉交流プラザ指定管理者募集要項

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例（令和 5 年静岡県条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり静岡県健康福祉交流プラザ（以下「プラザ」という。）の管理運営を行う指定管理者の募集の手続き等を定める。

1 対象施設の概要

- (1) 名 称 静岡県健康福祉交流プラザ
- (2) 目 的 健康寿命の更なる延伸及び分け隔てのない共生社会の形成に寄与すること
- (3) 役 割 ①健康づくり及び社会参加の実践に関する指導を行うこと
②健康づくり及び社会参加に関する普及啓発及び相談を行うこと
③プラザを県民の使用に供すること
④①～③の目的を達成するために必要な事業を行うこと
- (4) 所 在 地 静岡県三島市谷田 2 2 7 6 番地
- (5) 設 置 日 令和 6 年 1 月 1 日
- (6) 面 積 敷地面積 17,150.00 m²、延床面積 4,932.71 m²
- (7) 建物構造 地上 3 階、地下 1 階
- (8) 主な指定管理対象の施設

階層	分類	室 名	備 考
1 階	A◎	ホール	300 席
	A	講師控室 1、2	
	A◎	体育館	バレーボールコート 2 面分
	A	更衣室・シャワー室	
	B	健康筋力づくり研究室	研究用トレーニングマシン等設置
	A	トレーニングルーム	
	A◎	会議室	
	A◎	研修室	
	B	事務室	
	B	救急室	
B	警備員室	中央制御盤あり	
2 階	A	ホールホワイエ	
その他	A	駐車場	150 台収容
	A	ランニングコース	全天候型ウレタン舗装、一周 250m
	B	車庫棟、ガバナー室	

分類欄：A 一般利用施設、A◎ 有料貸出施設 B 指定管理業務用施設
別紙 1「平面図」、別紙 2「フロア図」参照

2 指定管理者が行う業務

- (1) 健康づくり及び社会参加の実践に関する指導を行うこと。
- (2) 健康づくり及び社会参加に関する普及啓発及び相談を行うこと。
- (3) 健康づくり及び社会参加の研修を行うこと。
- (4) プラザの維持管理及び県民の使用に供すること。
- (5) その他県民の健康づくり及び社会参加に寄与するために必要な事業を行うこと。
- (6) 利用料金を徴収すること。

※詳細は「静岡県健康福祉交流プラザ管理業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）による。

3 指定期間

令和6年1月1日から令和10年3月31日まで（4年3か月）

ただし、県議会の議決を経て確定する。また、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

4 管理基準・業務水準

(1) 管理基準

- ・ 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって管理運営業務を行うこと。
- ・ 経営努力目標 **利用率の目標60.0%以上**
(利用率＝有料貸出施設の利用コマ数/枠コマ数)
- ・ 令和4年度までの静岡県総合健康センターの利用率及び利用者数の実績は別紙3のとおり。

(2) 業務水準

- ・ 施設、設備等の日常及び定期点検を実施し、施設又は設備等の異常を発見した場合は、必要に応じて当該施設又は設備等の利用を直ちに中止し、その異常の詳細を確認するなど、施設の安全管理の徹底を図ること。
- ・ 緊急時の連絡体制（外部からの応援体制の確保を含む）及び点検を含む平常時の業務マニュアルや事故発生時の応急対策などを記載した危機管理マニュアル等を整備し、日頃から緊急時に備えた訓練や職員に対する研修を実施し、安全管理意識及び知識の向上を図り、危機管理体制について万全を期すこと。

5 利用料金制度

プラザの管理運営に当たっては、地方自治法第244条の2の規定に基づく利用料金制度を導入する。

利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として收受する。

令和4年度までの静岡県総合健康センターの利用料金収入の実績は別紙3のとおり。

なお、知事が感染症対策の実施の用に供するため開館時間の短縮や休館を行った際の利用料金の取り扱い（補填等）については、都度協議を行う。このため、指定管理料の積算においては感染症対策の実施の用に供するための開館時間の短縮や休館は考慮しな

いこと。

6 指定管理料

県が支払う指定管理料は、次の額を指定期間中の年度の上限（消費税及び地方消費税相当額を含む。）として、事業計画書において提示のあった金額に基づき支払う。支払いの時期、方法については、別途基本協定・年度協定において定める。

額の確定後は、運営によって過不足が生じた場合でも、原則として指定管理料の変更は行わない。

プラザの指定管理に係る会計は、他の会計とは区分して経理すること。

令和4年度までの静岡県総合健康センターの指定管理料及び指定管理に係る経費の実績は別紙3のとおり。

年度	指定管理料上限
令和5年度（3ヶ月）	20,300,000円
令和6年度	79,900,000円
令和7年度	79,600,000円
令和8年度	79,600,000円
令和9年度	79,900,000円

7 自主事業に関する事項

「自主事業」とは、施設利用料金以外の料金を利用者から徴収し、又は物販の売上金を得ることを目的として行われるイベント、物販その他の事業をいう。

- ・自主事業を行う場合には、条例の設置目的に反しない範囲で行うものとし、あらかじめ県と協議して承認を得ること。
- ・自主事業に要する経費には、県が支払う指定管理料を充てることはできない。
- ・県民の日（8月21日）、富士山の日（2月23日）に関連する事業を実施するなど、県の施策に沿った取組を実施すること。（実施日は各日の近辺の日でよい）
- ・指定管理者のもつノウハウを活用して、新しい工夫を取り入れたイベントの実施など、利用者のニーズに合ったサービスの提供による利用促進を図ること。

8 リスク管理、保険加入等に関する事項

(1) リスク管理、責任分担について

県と指定管理者の業務区分は別紙4「静岡県健康福祉交流プラザ管理業務区分表」による。

- ・事故、火災による施設の損傷及び被災者に対する責任は、原則として、指定管理者によるものとする。ただし、原因の程度に応じ県によるものとする。
- ・指定管理者は、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ち

に県に報告すること。

- ・災害及び事故等の不測の事態を想定した危機管理体制の整備及びマニュアルを県に提出すること。
- ・危険及び破損箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を講ずること。
- ・災害及び事故等の不測の事態を想定した訓練や研修等を定期的に行い、危機管理マニュアルを点検整備すること。

(2) 保険加入について

当施設の特性を踏まえ、必要な保険に加入すること。

この場合、賠償責任保険に加入する際には、被保険者に静岡県も加え、県が法律上の賠償責任を負担する事故等による損害に対し、保険金が支払われるようにすること。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置について

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により適切な管理運営が困難となった場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理運営の継続が困難と認められる場合は、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとする。この場合、指定管理者が協定書で定める違約金を県に支払うほか、県に生じた損害を賠償するものとする。

イ 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等、県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により管理運営の継続が困難となった場合、県と指定管理者は管理運営の継続の可否について協議を行う。なお、その結果、事業の継続が困難であると判断した場合は、県は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命じることができるものとする。

9 申請に関する事項

(1) 申請資格

ア 法人その他の団体（以下「団体」という。）。個人での申請は不可。

イ 複数の団体により構成されるグループ（以下「グループ」という。）

(ア) グループで申請する場合は代表団体を決めること。他の団体は構成団体とする。

(イ) 単独で申請した団体がグループの構成員となったり、複数のグループにおいて同時に構成団体となることはできないものとする。

(2) 申請者の制限

次のいずれかに該当する法人等又は次のいずれかに該当する法人等が構成員となっているグループは、申請者となることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 静岡県から指名停止措置を受けている者

ウ 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- オ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申立てがなされた法人等及び開始命令がなされている法人等（平成17年6月改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく会社整理若しくは特別清算の申立て又は通告がなされた法人等及び開始命令がなされている法人等を含む。）
- カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立て（同法附則第3条によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者（ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法の規定に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。）
- ク 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- ケ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、同法第33条第1項に定める再生手続開始が決定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。）
- コ 静岡県健康福祉交流プラザ指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）と資本面で関連がある者

(3) 選考の除外

申請書を提出した団体が次の要件に該当した場合は、その者を選考の対象から除外する。

- ア 申請書の記載内容に虚偽又は不正があったとき。
- イ 申請者又は申請者の代理人その他の関係者が、選定委員会委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、申請者を有利に、又は他者を不利にするように働きかけた場合。
- ウ 複数の事業計画書を提出したとき。
- エ 申請書類提出後に事業計画書の内容を変更したとき。
- オ 申請書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

- カ 県が支払う指定管理料について、上限額を超える提示をしたとき。
- キ その他、指定管理者の募集等に関して不正な行為があったとき。

10 募集要項の配布

(1) 配布場所

静岡県健康福祉部健康局健康政策課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（県庁西館3階）
TEL：054-221-2404 FAX：054-221-3291

(2) 配布期間

令和5年7月18日（火）から令和5年8月16日（水）まで
募集要項・申請書様式等は静岡県ホームページから終日ダウンロード可能。
県ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/kenkozukuri/1055148.html>
※来訪の場合は平日の午前9時から午後5時の間とする（ただし、正午から午後1時までの間を除く）。

11 現地説明会

- (1) 場 所 静岡県総合健康センター 玄関ホール
- (2) 日 時 令和5年7月25日（火） 午後2時から（2時間程度）
- (3) 参加人数等 1団体（グループ）2名以内とする。
工事中のエリアに立ち入るため、人数分のヘルメットを持参すること。
また、各自、募集要項を持参すること。
- (4) 内 容 募集要項・業務仕様書に関する説明、施設見学
- (5) 申込方法 現地説明会参加申込書（様式1）に必要事項を明記の上、郵送又は電子メールのいずれかで「22 問い合わせ先及び申請書類等提出先」へ申込む。
- (6) 申込期限 令和5年7月24日（月） 午後5時（必着）

12 募集に関する質問

- (1) 受付期間 令和5年7月21日（金）から
令和5年7月28日（金）まで（午後5時必着）
- (2) 受付方法 質問書（様式2）に質問事項を記入の上、郵送又は電子メールのいずれかで、「22 問い合わせ先及び申請書類等提出先」へ提出すること。
- (3) 回答方法 質問者及び現地説明会参加者に、電子メールにて回答する。
- (4) 回答の公表 質問及び質問に対する回答は、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れのあるものと県が認めたものを除き、県のホームページで公表する。

県ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/kenkozukuri/1055148.html>

13 申請の手続

指定管理者の指定を受けようとする者は、次の事項に従い申請書類を提出すること。

なお、申請に関して必要となる費用は、全て申請者の負担とする。

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書

(静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式)

イ グループ申請構成書(様式3) 【グループ申請の場合】

ウ 静岡県健康福祉交流プラザの管理運営に関する事業計画書(様式4)

エ 事業者に関する各種書類

グループで申請する場合は構成団体ごとに提出すること。また、構成するすべての団体のものを提出すること。

(ア) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(イ) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し

(ウ) 印鑑証明書 【グループ申請の場合】

(エ) **団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類(様式5)**

法人等の事業内容がわかるパンフレット等があれば、併せて提出すること。

(オ) 役員の名簿及び履歴を記載した書類

(カ) 直近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

(キ) 直近3年間の法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書

(ク) 過去の業務実績を記した書類(貸し館施設及び健康増進施設又はこれに類する施設の管理に関するもの。)

(ケ) グループ協定書の写し(様式任意) 【グループ申請の場合】

(コ) **委任状(様式6) 【グループ申請の場合】**

(サ) その他参考となる書類

※各証明書は、申請日前3ヶ月以内に交付されたものとする。

オ 提出書類作成上の注意事項

(ア) 言語、通貨及び単位は原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める計量単位とする。

(イ) 規格はA4判とする。ページ数を中央下に表記すること。

(2) 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

正本、副本とも目次を付け、2穴綴じファイルに綴じる。

(3) 提出先

「22 問い合わせ先及び申請書類等提出先」に同じ。

(4) 提出期間

令和5年8月9日(水)から令和5年8月16日(水)午後5時まで

(5) 提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は、「書留」とすること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間を除く）。

(6) 申請書の取扱い

ア 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属する。

ただし、県は、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な場合、その他県が必要と認める場合は、指定管理者候補者の申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、指定管理者候補者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の申請者の申請書類の一部を無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとする。

ウ 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書換え、差替え、又は撤回することはできない。

エ 辞退

申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届（様式7）を提出すること。

オ 返却

申請書類は、一切返却しない。

14 指定管理者候補者の審査及び選定

(1) 選定方法

ア 選定委員会が、申請書類の内容を審査し、指定管理者の候補者を選定する。

イ 選定委員会は、選定した候補者を知事に報告し、知事は報告に基づいて指定管理者候補者を選定し、県議会の議決を経て指定管理者を指定する。

ウ 申請者の中に指定管理者としてふさわしいと県が認める者がいなかった場合は、この申請に基づく指定管理者の指定は行わない。

(2) 選定委員会

選定委員会は、健康に関する専門家、福祉に関する専門家、交流に関する専門家、健康福祉行政に携わる者などの委員で構成する。

委員は次の表のとおり。

氏名	所属・役職
浅見 徹哉	三島市健康推進部健康づくり課長
石川 哲史	静岡県健康福祉部健康局長
尾島 俊之	浜松医科大学健康社会医学講座教授
落合 徹	公益財団法人静岡県文化財団専務理事

杉山 金吾	公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会専務理事
福永 秀樹	公益財団法人静岡県スポーツ協会常務理事兼事務局長

(敬称略・50音順)

(3) 審査

ア プレゼンテーション及びヒアリング

令和5年8月24日(木)午後開催の選定委員会において、申請者によるプレゼンテーション及び同者に対するヒアリングを行う。時間、場所、実施方法などの詳細は後に通知する。

イ 優秀者の選定

選定委員会で、申請者の評価を行い、優秀者1者を選定する。

(4) 選定基準

次に掲げる基準のいずれにも該当するものうちから、総合的に判断する。

ア 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、プラザの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 事業計画書に沿った管理・運営を安定して行う能力を有しているものであること。

エ 地域における健康づくり及び社会参加の推進に関する高度な知識及び技術並びに十分な経験を有しているものであること。

(5) 審査項目と配点

審査項目及び配点は次のとおり。

- | | |
|------------------------------|-----|
| ア 団体の能力 | 10点 |
| (ア) 団体の経営状況、事業実績 | |
| (イ) 健康づくり及び社会参加の施設に関する基本的考え方 | |
| (ウ) 類似施設の運営実績 | |
| イ 経営に関する計画 | 20点 |
| (ア) 収支計画及び指定管理料 | |
| (イ) 来所者計画 | |
| (ウ) 管理経費の節減等 | |
| ウ 組織体制に関する計画 | 20点 |
| (ア) 管理運営体制 | |
| (イ) 職員の配置計画 | |
| (ウ) 職員の研修計画 | |
| (エ) 苦情等に対する方策 | |
| エ サービス向上、利用増進に関する計画 | 25点 |
| (ア) イベント、自主事業計画、広報計画 | |
| (イ) 利用者意見の反映 | |
| (ウ) 地域団体等との連携 | |

オ 施設管理に関する計画 15点

(ア) 県産品・福産品の活用

(イ) 雇用の確保(地元での雇用創出、障害者雇用等)

カ 危機管理体制 10点

(ア) 地震・火災等緊急時の対応

(イ) 事故防止の取組及び発生時の対応

(ウ) 個人情報の保護措置

(6) 選定結果の通知と公表

選定委員会での選定結果に基づき、知事が指定管理者の候補者を選考する。選考結果は、選考後速やかに申請者に通知するとともに公表する。

また、県は、申請者から得た情報及び評価点数等について、審査終了後にホームページへの公開や報道機関への情報提供などにより公表する。

(7) 指定管理者の指定

県議会の議決を経て、指定管理者として指定し、その旨を告示する。

15 協定の締結

(1) 基本協定、年度協定の締結

指定管理者の指定後、指定管理者として指定された団体と県で業務を実施していく上で必要となる事項について協議を行い、これに基づいて次のとおり**基本協定**を締結する。また、年度ごとの取り決めが必要となる事項については、**年度協定**によりその内容を明記する。

指定管理者として指定された団体が、正当な理由なくして**基本協定・年度協定**の締結に応じない場合は、指定を取り消す場合がある。

ア 利用承認等に関する事項

条例に定める額の範囲内で、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て利用料金を定めることができる。利用料金は、指定管理者が直接収入として収受することができる。

イ 利用料金の減免に関する事項

(ア) 必ず利用料金を減免する場合

a 業務仕様書3「静岡県健康福祉交流プラザの利用料金の減免について」による。

b 8月21日(県民の日)及び2月23日(富士山の日)の同日又は近辺の1日において、体育館等を無料にて施設開放する。

(イ) 減免額相当額の補填

(ア)の場合も減免額相当分は指定管理料に含まれているものとし、県から補填しないため、事業計画(収支計画)の作成に当たっては注意すること。

(2) 支払協定の締結

「18 ふじのくに感染症管理センターの経費について」に記載する県負担額の取り扱いを定める**支払協定**を締結する。

16 モニタリングの実施方法について

(1) **事業実施計画書・実績報告書の提出**

業務仕様書に定める事業実施計画書及び実績報告書等を作成し、提出すること。

その他、必要に応じて、県から管理運営状況についての報告書の提出を求めることがある。また、必要に応じて、県が実地調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがある。

(2) **静岡県健康福祉交流プラザ評価委員会（以下「評価委員会」という。）への出席**

管理業務の実施に当たり、県が開催する評価委員会に出席し、委員の評価を受け、管理業務の改善に努めること。

(3) **利用者満足度調査の実施**

管理業務の実施に当たり、利用者の声を業務の参考に資するため、利用者アンケート調査を実施し、結果を県へ報告すること。

(4) **事業実施計画書等の公表**

上記の事業実施計画書及び実績報告書並びに評価委員会に提出した書類及び評価結果は、原則として県ホームページにおいて公表する。

17 **業務の引継ぎについて**

指定期間が終了したとき又は指定管理が取り消された場合は、以下のとおり業務に引継ぎを行うこと。

- (1) 施設を原状に回復し、県に施設、備品及び必要な書類等を引き渡すこと。
- (2) 次期指定管理者又は県と十分に業務引継ぎを行うこと。
- (3) 指定期間満了後の使用に係る利用料金を次期指定管理者又は県に引き継ぐこと。

18 **ふじのくに感染症管理センターの経費について**

本施設の2階3階は、ふじのくに感染症管理センター（静岡県感染症対策課・東部保健所細菌検査課）が使用する。

ふじのくに感染症管理センター使用部分（別紙2フロア図の黄色部分。以下「センター使用部分」という。）も含め、指定管理者は施設全体の維持管理業務を行う。

施設・設備の維持にかかる経費、光熱水費（電気・ガス・上下水道料金）は、事業者からの請求に従って、指定管理者が一括して支払う。このうち、センター使用部分にかかる経費（以下、「県負担額」という。）については、県が別途指定管理者と締結する**支払協定**に基づき、指定管理者が県に請求し、県が指定管理者へ支払う。

負担の考え方は次のとおりであるが、詳細については**支払協定**で定める。

(1) **負担の考え方**

ア **総費用**

指定管理者が事業者を支払った額（もしくは当該業務のため自ら実施した額）

イ **指定管理者負担額**

総費用 × 面積割合【計算後、小数点以下端数切り上げ】

ウ **県負担額**

総費用 － 指定管理者負担額

エ 面積割合

指定管理者 68.5%、県 31.5%とする。途中での部屋の用途変更や一時利用停止等があったとしても、原則として指定期間を通じこの値を適用する。

オ 工事業者や自動販売機設置事業者等が光熱水費や設備費を負担する場合

工事業者や自動販売機設置事業者等が負担した額を控除した額を総費用とする。

カ 収支計画・事業計画

総費用を「費用」に計上し、県負担額は「負担金収入」として計上する。

キ その他

総費用が特定できない経費は県との按分を行わず、全額指定管理者負担額とする。

例：「金額を示す書面がない」「按分対象外の支出と一体で区分不可」等

(2) 経費毎の負担割合

区分	対象経費
県と面積按分	清掃、一般廃棄物処理、機械警備、保安警備管理、熱源・空調設備保守、自家用電気工作物保安管理、エレベーター保守点検、非常用自家発電機点検、電子錠保守、浄化槽清掃、消防用設備点検、自動扉開閉装置保守、建築基準法第12条に基づく定期点検、その他施設全体の設備保守・点検にかかる経費、光熱水費
全額指定管理者	植栽等整備、少額修繕（建物躯体、建物附属設備、指定管理範囲の室内設備・工作物）、非常用自家発電機燃料、貸付物品管理・修繕
全額県	少額修繕（県管理範囲の室内設備・工作物）

19 光熱水費について

(1) 計画額

事業計画・収支計画では以下の額を用いること。

年度	電気代	ガス代	水道代	総額
令和5年度 (3か月)	4,063,000円	773,000円	113,000円	4,949,000円
令和6年度～ 令和9年度	各年度 16,251,000円	各年度 3,091,000円	各年度 449,000円	各年度 19,791,000円

(2) 光熱水費（総額）の実績額が計画額を下回る場合

指定管理料のうち、「指定管理者負担額にかかる光熱水費計画額と光熱水費実績額の差額」を、翌年度5月末までに県に返還すること。

※返還は各経費毎の差ではなく、総額の差で行う。

(3) 光熱水費（総額）の実績額が計画額を上回る場合

指定管理者の責によらない場合補填するため、速やかに県に協議を申し入れること。

20 改修工事に伴う特殊要因

令和6年1月1日～3月末までは、2階及びランニングコースが改修工事中であり、1階の県民利用施設の供用開始は2月からを予定している（時期については県が最終判断する）。

(1) 利用料金収入について

収支計画・事業計画では、令和6年1月分の利用料金収入は0円とすること。

(2) 休館日について

工事やふじのくに感染症管理センターの機器搬入等のため、令和6年3月までは休館日を設定せざるえない場合があるが、この休館に伴う利用料金収入の減少分は指定管理料に含まれているものとし、県から利用料金収入の補填は行わない。

(3) 施設や設備の仕様について

今後の工事の進捗に伴って本募集要項や仕様書の中で示している情報に変更になる場合がある。

21 その他、管理運営に当たっての注意事項

(1) 指定管理者名の表示について

指定管理の業務を行う場合は、プラザが指定管理者制度による施設であることを利用者等に示すため、施設内やパンフレット、ホームページなどに指定管理者名を表示すること。

(2) 安全配慮について

指定管理者は、業務を行うに当たり、利用者の安全確保を最優先とした管理を行うこと。特に、体育館や健康筋力づくり研究室については、運動などにより怪我などの危険性も増すと考えられることから、細心の注意を払うとともに、負傷者の出た際の対応などについても体制を整備すること。

(3) 環境に配慮した取組について

指定管理者は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、静岡県の「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」に沿って、温室効果ガスの排出量の削減に努めるとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づいて行う年間エネルギーの使用量を県へ報告すること。

また、環境に配慮した商品・サービスの購入を推進し、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ることや施設の利用者に対して環境の保全に関する情報提供に努めること。

(4) 法令等の遵守について

管理業務を行うに当たっては、次に例示する法令等、その他プラザの管理を行う上で必要な法令等を遵守すること。

ア 地方自治法、同施行令

イ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

ウ 静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例、同条施行規則

- エ 消防法、水道法その他施設又は設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- オ 個人情報保護法
- カ その他関係法令

(5) 公租公課等の取扱いについて

地方消費税、事業所税、法人住民税等の公租公課については、すべて指定管理者として指定された団体の負担とする。

また、15(1)及び(2)に定める**基本協定・年度協定・支払協定**に係る収入印紙は、指定管理者の負担とする。

(6) 業務の委託について

指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。

ただし、県が必要と認めた場合については、業務の一部に限り、県の承認を得て再委託することができる。(再委託先の選定については、静岡県暴力団排除条例に従って暴力団関係者を排除すること。)

(7) 県産品・福産品の活用や雇用の確保について

指定管理者は、業務の実施、物品の購入等にあたり、県産品の活用や県内居住者の雇用に努めること。また、本施設の目的も考慮し、積極的な福産品の活用（自主事業での販売も含む）や障害者雇用に努めること。

(8) 個人情報の管理について

指定管理者は、個人情報保護法に基づき個人情報を適切に管理すること。

(9) 守秘義務について

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。指定期間が終了した後も同様とする。

(10) 情報公開について

指定管理者は、静岡県情報公開条例の趣旨に基づき、管理運営業務に関して保有する情報について、適正に公開するように努めること。

(11) 指定管理業務用の県備品の取扱いについて

指定管理業務用の県備品については、指定管理者に無償で貸与する。

年1回以上、貸与備品の全数確認を行い、結果を県へ報告すること。

(12) 監査等について

静岡県監査委員会による監査は、指定管理業務だけでなく、指定管理者が処理している出納関連事務も対象となること。

(13) 三島市指定緊急避難先及びヘリポートとしての使用について

新たに指定管理者となる者は、三島市から申出があった場合には、当プラザを同市の指定緊急避難場所及びヘリポートとして使用することについて、県、市及び指定管理者の三者において覚書を締結するものとする。

(14) 消防体制について

本施設においては、ふじのくに感染症管理センター部分も含め、指定管理者が単一の消防管理者となること。消防計画、自衛消防隊、訓練等で必要な事項については、

県職員も協力し一体となっていくので、人員や役割の分担について県と協議し、決定すること。

(15) その他

当募集要項の配布後に生じた施設・設備等の変更については、県及び指定管理者において協議する。

22 問い合わせ先及び申請書類等提出先

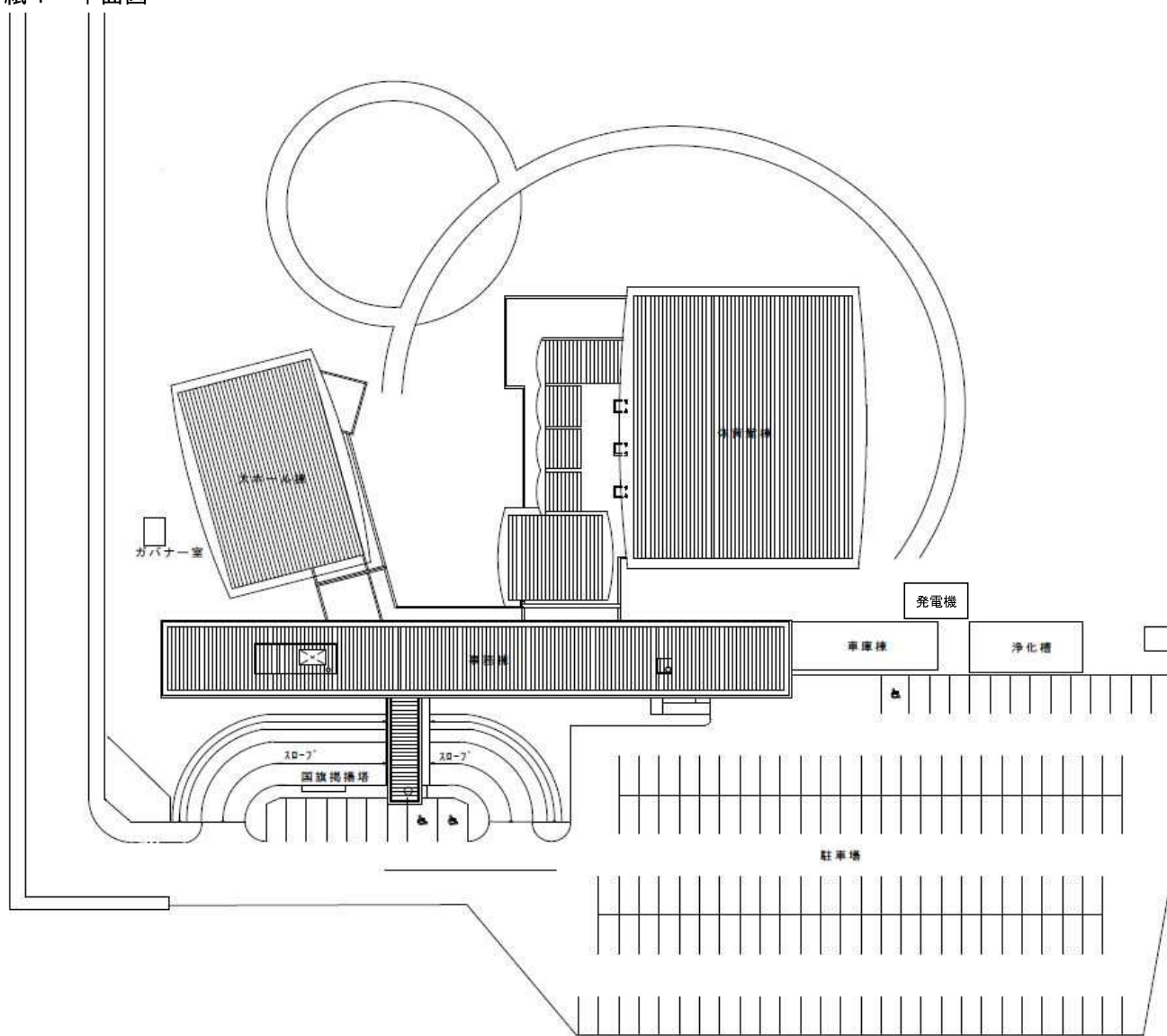
静岡県健康福祉部健康局健康政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（県庁西館3階）

T E L : 054-221-2404 F A X : 054-221-3291

E-mail: kenkouseisaku@pref.shizuoka.lg.jp

別紙 1 平面図

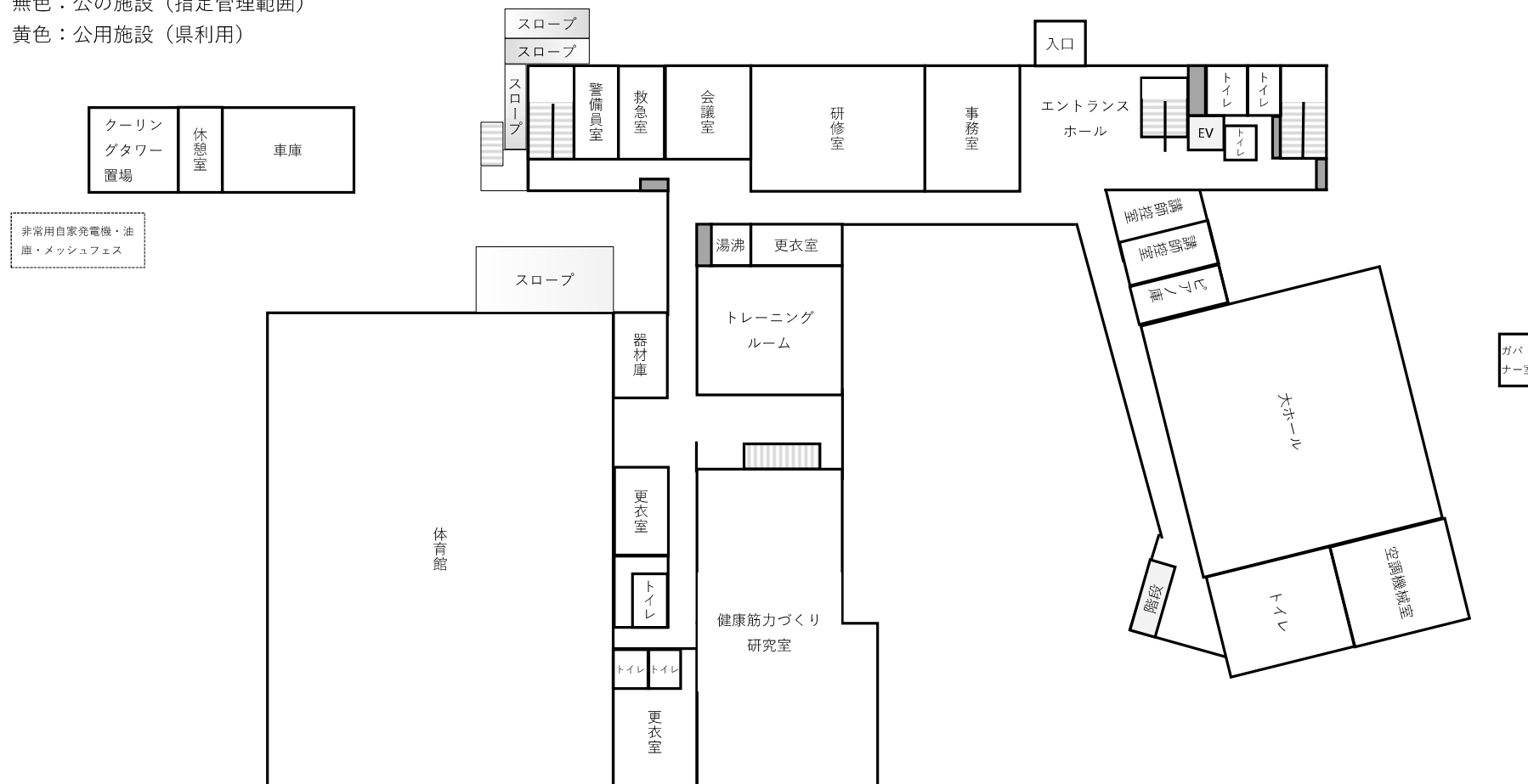


別紙2 フロア図

<1F>

無色：公の施設（指定管理範囲）

黄色：公用施設（県利用）



< 2F >

無色：公の施設（指定管理範囲）

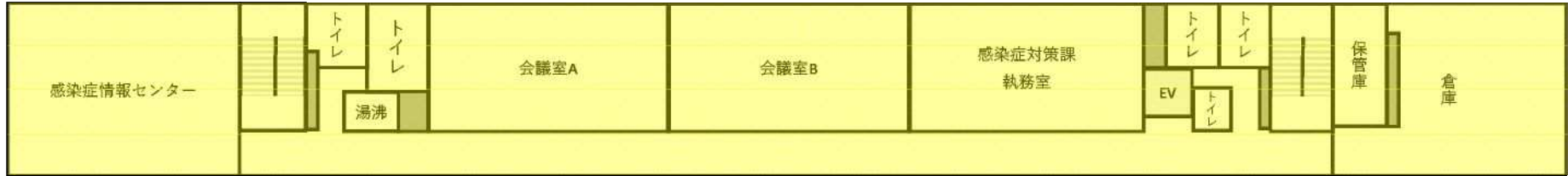
黄色：公用施設（県利用）



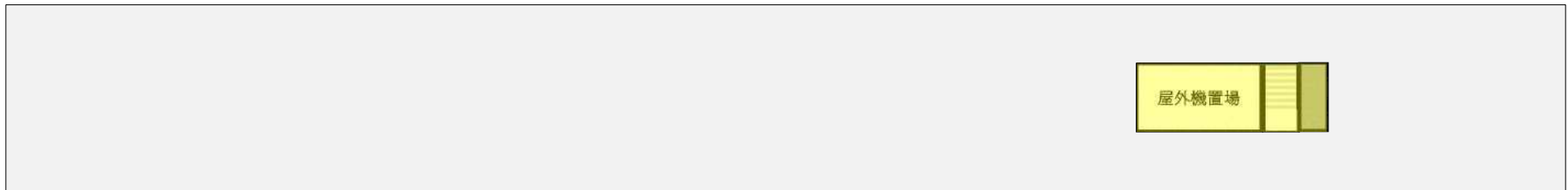
< 3F >

無色：公の施設（指定管理範囲）

黄色：公用施設（県利用）



< 屋上 >



< 地下 >



別紙3 静岡県総合健康センターの実績

1 有料貸出施設の利用率及び利用者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用率	56.5%	44.8%	56.1%	59.7%
利用者数	82,888人	46,754人	65,342人	62,358人

※令和元年度は、台風19号による休館を含む

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染防止の為の休館を含む

2 利用料金収入

(単位：円)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
7,826,650	6,134,600	7,964,200	7,043,500

3 指定管理料及び指定管理に係る経費

(単位：円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理料	79,375,388	76,500,000	76,684,000	77,67,200
指定管理に係る経費	79,187,209	75,660,897	77,671,945	78,772,691

4 ホームページ閲覧者数

(単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
42,748	48,772	58,813	51,954

別紙 4

静岡県健康福祉交流プラザ管理業務区分表

業務区分		業務内容	管理区分		備考	
			静岡県	指定管理者		
施設 の 管 理	建物整備（含む付帯設備）	新築、増改築、移転	○			
	建物 管理	維持管理	建物及び掲示物等の維持管理		○	
		維持補修	建物躯体及び建物附属設備（※1）の補修、修繕	○	○	原則 30 万円（税込）以上は県（県との協議が整ったもの）
	庭園等管理		庭園、樹木等の管理		○	
	備品等の維持、管理		備品購入	○	○	
			貸付備品等の管理、維持補修		○	
	工作物整備 ※1		新築、増改築、移転	○		
	工作物管理 ※1	維持管理	工作物の維持管理		○	
		維持補修	補修、修繕	○	○	原則 30 万円（税込）以上は県（県との協議が整ったもの）
	保守、保全等		建物保守、施設保守、建築物環境衛生管理、清掃、警備、機械等保守点検、駐車場管理		○	施設管理にかかる経費は県と按分
電話回線	指定管理者利用回線			○		
	ふじのくに感染症管理センター利用回線		○			
防災、地震対策		防火管理者の設置、巡回、救護、防火等、戸締り、消防計画策定、地震等災害対策		○	全館分	
研修室等 の 管 理 運 営	使用基準		使用基準の作成		○	
	使用承認		使用承認、条件の付与等		○	
	使用調整		使用受付、使用順位調整、使用者等との打合せ、その他関連業務		○	
	使用指導		使用方法説明、指導		○	
	器具貸出管理		器具、備品の貸出管理（保管、修理を含む）		○	
	施設整備管理		研修室等の整理、巡回、鍵貸出、戸締り		○	
	施設の運営		運營業務、利用統計等		○	
	利用促進		広報活動、パンフレット作成		○	
	利用料金の設定		利用料金の設定		○	条例で定める額の範囲内で設定
	利用料金の管理		利用料金の収納、還付		○	
	利用料金の減免				○	基準は県が設定
利用料金の強制徴収		未納付者に対する督促等		○		

	データ収集等	利用者数等データ収集、アンケート調査等		○	
	廃棄物等の処理	一般廃棄物等		○	
事業運営	利用案内	指定管理者のノウハウを活用した県民の参加を促すイベント、プログラムなどの実施		○	
	広報・営業	プラザホームページの管理		○	
		プラザパンフレットの作成		○	
		その他利用促進のための各種広報、営業活動	○	○	県は既存媒体等の可能な範囲で実施
その他財産管理	土地の管理	三島市からの借地	○		
	台帳管理、調整	財産台帳、備品台帳	○		
	財産の取得、処分		○		
	行政財産の目的外使用許可		○		
	車両の管理			○	
	その他の財産管理		○	○	個別協議

※1 ふじのくに感染症管理センター利用部分の、室内設備・工作物（検査用設備、給排水設備の室内部分、書庫、等）は対象外

別記様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者の氏名

静岡県健康福祉交流プラザの管理に関する業務を行いたいので、静岡県健康福祉交流プラザの設置及び管理に関する条例第12条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- 4 団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類
- 5 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

様式 1

静岡県健康福祉交流プラザ指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書

法人（団体）名		
参加者氏名 （2人以内）		
連絡先	担当者氏名	
	担当者所属	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

※募集に関する質問に対する回答（募集要項 1 2 （3））は、上記電子メールに送付するので、必ず記入すること。

様式 2

静岡県健康福祉交流プラザ指定管理者募集に係る質問書

資料名		頁
項目		
質問内容		
質問者	法人（団体）名	
	担当者所属	
	担当者氏名	
	電話番号	
	電子メールアドレス	

※質問は、簡潔かつ具体的に記入すること。

※質問事項は、この用紙 1 枚につき 1 件とする。

様式 3

グループ申請構成書

グループの名称等

静岡県健康福祉交流プラザにおける指定管理の申請について、次のとおり、グループを組んで申し込みます。

構成員 1 (代表となる団体) 所在地
名称等
代表者

構成員 2 所在地
名称等
代表者

構成員 3 所在地
名称等
代表者

構成員 4 所在地
名称等
代表者

構成員 5 所在地
名称等
代表者

※この書類はグループによる申請を行う場合のみ提出すること。

※グループの構成団体が5を上回る場合は、適宜必要事項を追加すること。

※グループ協定書の写し、委任状(様式6)を併せて提出すること。

様式 4

静岡県健康福祉交流プラザの管理運営に関する事業計画書

団体名 _____

1 指定管理者に申請する理由

2 施設管理運営に関する基本的な考え方

3 管理組織体制

(1) 配置予定人数 人

(2) 人員体制・配置計画（別添人員配置計画に記載の上、組織図を示すこと）

別添 人員配置計画

プラザに配置する職員について各項目に記載すること。

役職	担当業務内容	能力・資格、 実務経験 年数等	雇用形態				職員の 年齢層	一週間の 勤務時間	備考
			正規	パート	委託	その他（具体的に）			

※記載方法

- ・「役職」については、プラザを管理運営する上で必要と思われる役職（所長、総務、企画、広報等）を記入すること。
- ・「能力、資格、実務経験年数等」は、実際に配置する予定職員を想定の上で記入すること。
- ・「雇用形態」は、該当する欄に○を付けてください。「その他（具体的に）」は具体的な雇用形態を記入すること。
- ・正規職員とは、週 40 時間程度勤務し、貴団体が複数年にわたり雇用する職員とする。パート職員は非常勤で、臨時に契約する職員とする。
- ・プラザ勤務以外、貴団体の本社等に本施設の管理に係る人員（実務を担当する職員）を置く場合も記入すること。その場合は、備考欄にその旨を明記すること。

(3) 職員の研修（人材育成）計画

4 経営管理

(1) 管理経費縮減の方策、提案（施設管理関係委託の複数年契約の可能性等）

(2) 個人情報保護及び情報公開に関する考え方

(3) 管理運営に係るPR事項

(4) 自主事業に関する提案

5 危機管理体制

(1) 地震・火災等緊急時の対応

(2) 事故防止の取組及び発生時の対応

(3) 関係法令の遵守及び個人情報の保護措置

6 事業計画

(1) 健康づくりの普及啓発・相談

(2) ホームページ等による情報提供

* 事業計画については年間スケジュールを別葉で示すこと。

* 項目ごと、2ページ以内で記載すること。

7 静岡県健康福祉交流プラザの管理運営に関する収支予算（様式任意）

* 主要な項目ごとに経費を示すこと

* 申請書類とは別に、按分の計算確認のため、別添「収支計画書確認用」のエクセルファイルに数値を入力し、その電子ファイルを県に提出すること。

* 以上の様式を適宜調整して提出することも認める。

様式5

団体の組織、沿革及び事業の概要を記載した書類

法 人 名	
代 表 者 職 氏 名	
主たる事務所の所在地	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
設 立 年 月 日	

1 法人設立の趣旨・目的・沿革等

2 組織体制の状況

3 具体的な活動内容

4 最近の活動と実績

*以上の様式を適宜調整して提出することも認める。

*過去3年間の収支予算書、収支決算書を添付すること。

様式6

委任状

年 月 日

構成員1 (代表となる団体)	所在地 名称等 代表者	印
構成員2	所在地 名称等 代表者	印
構成員3	所在地 名称等 代表者	印
構成員4	所在地 名称等 代表者	印
構成員5	所在地 名称等 代表者	印

私は、次の団体をグループの代表団体とし、静岡県健康福祉交流プラザにおける指定管理の申請手続き等に関して次の事項を委任します。

受任者

所在地
名称等
代表者

印

委任事項

- 1 指定管理者の指定の申請に関する件
- 2 申請書類の提出に関する件
- 3 申請の辞退に関する件
- 4 協定の締結に関する件
- 5 委託料の請求受領に関する件
- 6 契約に関する件

※この書類はグループによる申請を行う場合のみ提出すること。

※グループの構成団体が5を上回る場合は、適宜必要事項を追加して調整すること。

様式7

辞退届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地

申請者 名称

代表者の氏名

年 月 日付けで静岡県健康福祉交流プラザの指定管理者指定申請書を提出しましたが、辞退します。